

花粉症に関する関係省庁担当者連絡会議設置要綱

(平成2年4月20日合意)

(平成14年5月30日改正)

(平成17年2月18日改正)

1. 設置

社会問題化している花粉症の諸問題について検討を行うため、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省で構成する花粉症に関する関係省庁担当者連絡会議(以下、「連絡会議」という。)を設置する。

2. 検討事項

連絡会議は、以下の事項について連絡検討を行う。

- 1) 花粉及び花粉症の実態把握に関する事項
- 2) 花粉症の原因究明に関する事項
- 3) 花粉症の対応策に関する事項
- 4) その他

3. 連絡会議構成委員

文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省の担当課職員

4. その他

事務局は構成委員の1年毎の持ち回りによって行う。